

## 令和4年第1回 隠岐広域連合議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和4年3月22日(火)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和4年3月22日(火) 9時31分宣告
4. 閉会(閉議) 令和4年3月22日(火) 10時09分宣告
5. 出席議員  
1番 金崎朝香 6番 菊地政文 10番 石塚芳秀  
3番 岡田智子 7番 小島正春 13番 安部大助  
4番 田中一隆 8番 池田賢治 14番 松新俊典  
5番 萬康 9番 石田茂春
6. 欠席議員  
2番 美濃芳樹 11番 吉田雅紀 12番 福井竜夫
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名  
広域連合長 池田高世偉 事務局長 野津信吾  
副広域連合長 大江和彦 総務課長 和田哲也  
同 升谷健 介護保険課長 藤野実  
同 平木伴佳 隠岐島前病院事務部長代理 中尾清司  
同 三島正司 隠岐病院副院長 齋藤英典  
同 川崎康久 同 事務部長 齋賀光成  
同 同 経営課長 原幸一  
同 消防長 田中井和幸  
同 消防次長 井上定彦
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名  
議会事務局長 藤野則子 書記 高井美雪
9. 会議録署名議員  
4番 田中一隆 5番 萬康
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項  
(1) 広域連合長提出議案の題目  
議第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
議第14号 令和3年度 消防事業特別会計補正予算(第4号)
13. 選挙の経過 なし
14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照

- |               |    |
|---------------|----|
| 15. 常任委員の選任   | なし |
| 16. 議会運営委員の選任 | なし |
| 17. 傍聴者       | なし |

## 議事の経過

### ○議長（松新 俊典）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第1回臨時会が招集されたところであります。議員各位におかれましては、年度末のご多忙のところ、ご参集いただき誠にありがとうございます。

本臨時会には、条例案件1件、補正予算案1件を含めた2案件が上程されております。

議員各位の慎重審議をいただきまして、適切にご決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願いしご挨拶といたします。

## 《開 会》 号 鈴

ただいまより、令和4年第1回隠岐広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、先ほど報告のとおり、出席11名、欠席3名でございます。2番「美濃議員」が加療のため、11番「吉田議員」、12番「福井議員」が県議会活動のため欠席であります。

ただちに、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時31分）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第1.「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、「4番・田中 一隆」議員、「5番・萬 康」議員を指名いたします。

### 日程第2. 会期の決定

日程第2.「会期の決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日3月22日、1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日、3月22日、1日間と決定いたしました。

### 日程第3. 諸般の報告

日程第3.「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙1「諸般の報告書」を参照いたします。

#### 日程第4. 議案上程

日程第4.「議案上程」の件を議題といたします。

議第13号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」から、議第14号「令和3年度消防事業特別会計補正予算（第4号）」までの2案件を一括して議題といたします。

只今議題となりました、2案件につきまして、提出者から提案理由の説明を求めます。

#### ○番外（池田広域連合長）

令和4年第1回隠岐広域連合議会臨時会の開会にあたりまして、提案理由をご説明申し上げます前に、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第1回議会臨時会を招集させて頂きましたところ、議員各位におかれましては、構成団体の定例議会を終え、年度末を控えられまして、何かとご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

ようやく日差しも暖かく、春らしくなって参りましたが、議員各位益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

早いもので、今年度も残すところあとわずかとなりました。今年度予定しておりました事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、変更や縮小を余儀なくされたものもございましたが、おおむね順調に執行することができ、これも関係各位のご理解ご協力によるものと深く感謝申し上げます。

さて、ロシアによるウクライナ侵攻につきましては、一方的な武力による現状変更を試みる行為であり、多くの犠牲者や避難民を生み、国際社会でも非難や支援が広がっていることはご承知の通りでございます。このような事態は断じて看過できないと考えているところでございます。

日本国内においても、医薬品や生活用品などの物資を届けるなど、各地で人道支援が広がっている中、本町のことはありますが、ポーランド共和国クロトシン市と友好都市連携を行っていることもあり、先般、大型店舗などをはじめとした募金活動も開始いたしました。あらゆる外交手段や国際社会の支援等により、一刻も早い平和的解決を強く望むとともに、人道支援についてもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスの感染症につきましては、報道等でもご案内のとおり、全国的にも、未だに多くの新規感染者が報告され、県内でも感染者数が高止まりしている状況でございます。

隠岐4町村におきましても、これまでと同様、基本的な感染症対策をお願いしつつ、3回目のワクチン接種につきましても、安全・安心に接種していただけるよう取り組んでいるところでございます。

島民の皆様にも引き続き、感染拡大の防止に関しまして、一層のご協力をお願いしますとともに、隠岐広域連合といたしましても、島民の皆様への命と健康を守り、地域社会を維持するため、関係機関と一丸になって感染の拡大防止等に努めて参る所存でございますので、引き続き、議員各位のご理解とお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第 13 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」、議第 14 号「令和 3 年度消防事業特別会計補正予算（第 4 号）」の 2 件について、提案理由のご説明を申し上げます。

議第 13 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」ではありますが、国の看護職員等処遇改善事業の実施に伴い、隠岐病院及び仁万の里に勤務する看護職員等の処遇を改善するため、一部改正するものであります。施行日は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和 4 年 2 月 1 日から適用とするものでございます。

次に、議第 14 号「令和 3 年度消防事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。第 1 表繰越明許費につきまして、出動表示灯修繕事業について、年度内完了が困難な見込みとなり、事業費 63 万 8,000 円を翌年度に繰り越して使用する必要が生じたため、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、補正するものでございます。

以上提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### ○議長（松新 俊典）

#### 日程第 5. 質疑

日程第 5. これより「質疑」を行います。

議第 13 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」から、議第 14 号「令和 3 年度消防事業特別会計補正予算（第 4 号）」までの 2 案件について質疑を行います。

最初に、議第 13 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

#### ○番外（和田総務課長）

議第 13 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について、詳細説明いたします。説明の方は、資料 1「議案に関する参考資料」で説明させていただきます。

2 月 4 日の広域連合議会全員協議会におきまして、概要等触れさせていただいたところでございますが、はじめに、このたびの条例改正が必要とされるもととなりました、看護職員等処遇改善事業についてご説明いたします。

1 の事業の目的についてでございますが、令和 3 年 11 月 19 日に「コロナ克服・新時代

開拓のための経済対策」が閣議決定され、看護、介護などの現場で働く方々の収入の引上げ等の方針が示され、新型コロナウイルス感染症への対応と、少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、看護職員及び福祉・介護職員の収入の引上げを図ることを目的とした、処遇改善の仕組みが創設されたところでございます。

2の事業の概要についてでございますが、白丸1が看護職員等処遇改善事業補助金になりますけれども、全ての医療機関が収入引き上げの対象となる令和4年10月からの本格運用に先んじて、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度、1万2,000円程度引き上げていくこととし、収入を月1%程度、4,000円程度引き上げるための措置を令和4年2月から前倒しで実施した上で、令和4年10月以降の更なる対応については、国の令和4年度予算編成過程において検討し、必要な措置を講じる。10月以降につきましては、診療報酬を引き上げることで対応する見込みとされております。

対象期間でございますが、令和4年2月から令和4年9月の賃上げ分でございます。ただし、これ以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う必要がございます。

次に、補助金額でございますが、1人当たり月額平均4,000円の賃上げに相当する額で、社会保険料の事業主増加分も含みますと、1人当たり月額4,660円でございます。補助金交付率でございますが、10分の10の補助率でございます。

次に、対象となる医療機関でございますが、①救急医療管理加算を算定する救急搬送件数が年200台以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関ということで、隠岐病院が該当いたします。②令和4年2月・3月分から実際に賃上げを行っていること。なお、間に合わない場合は、3月に一時金等により支給することを可能とするもの。

次に、対象職員でございますが、①看護職員（看護師・准看護師・保健師・助産師）、②ただし、医療機関の判断により、看護補助者・理学療法士・作業療法士等のコメディカルの賃金改善に充てることが可能とされております。

続いて、白丸2が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金となりまして、処遇改善加算ⅠからⅢのいずれかを取得している事業所に勤務する福祉・介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度、9,000円程度引き上げるための措置を令和4年2月から前倒しで実施した上で必要な措置を講じる。こちらの事業は仁万の里が該当いたします。10月以降につきましては、障がい福祉サービス等報酬を引き上げることで対応する見込みとされております。

これらを受けまして、3の隠岐広域連合の方針についてでございますが、対象者につきましては、隠岐病院に勤務する看護師・准看護師・保健師・助産師及び、仁万の里に勤務する福祉・介護職員といたします。なお、正規職員・再任用職員・会計年度任用職員かは問いません。対象者につきましては、補助金実施要綱により、医療機関の判断により、看護補助者・理学療法士・作業療法士等のコメディカルの賃金改善に充てることが可能とさ

れたところではございますが、一方で、補助金の額は看護職員の常勤換算数をベースに算定されますので、対象職員を拡げる場合は、支給額を下げる若しくは独自財源を使って支給額を調整してくださいというルールでございます。広域連合内で協議をいたしまして、できればコロナ対応を頑張っている全職員に対し、処遇改善する方法はないかと検討いたしました。しかしながら、補助対象には薬剤師・事務員は含まないとされている中で、こういった職種を対象としたらいいのかというところの線引きが非常に難しいところでございます。看護職員以外のどこまでの職種を対象とするのか、1人当たりの金額はいくらにするのか、病院独自財源を使うとしても、現在、隠岐病院正面玄関前での来院者の健康チェックの対応に、広域連合事務局職員が応援に行っておりますけれどもこれらの職員はどうするのか、消防職員はどうするのか、といった問題も出てきます。こういったことを踏まえまして、線引きをどこにすれば皆が納得するラインかということを議論いたしましたが、補助金実施要綱に則り、補助金算定基礎額である看護職員に限定し、1%程度、決められた単価の4,000円を支給するというのが一番納得できるラインではないかという判断をいたしましたので、議員の皆様にもご理解をいただければと考えております。

次に、支給日についてでございますが、①2月・3月分は3月末に一時金で支給する。②4月から9月分は毎月の給与で特殊勤務手当として支給する。③福祉・介護職員、仁万の里派遣職員4名については、指定管理者との派遣協定に基づき支給する。これは、仁万の里派遣職員につきましては、一旦広域連合が全額給与を支払い、時間外勤務手当等、指定管理者が負担すべき手当、共済費につきましては、指定管理者との派遣協定に基づき、翌月に負担金として広域連合に納めていただいているところでございます。この度の処遇改善事業につきましては、事業実施主体は指定管理者である社会福祉法人博愛となります。広域連合の条例により特殊勤務手当を支給しますが、処遇改善の交付金については実施主体である博愛が交付金の申請を行うものでございまして、これらに対応できるように派遣協定内容について変更をしたいと考えております。

次に、支給額についてでございますが、①看護師・准看護師・保健師・助産師につきましては1人当たり月額4,000円。パート職員は常勤換算率により支給となります。②福祉・介護職員につきましては、月額4,000円から6,000円と幅を持たせております。これは、看護職員の場合と異なり、福祉・介護職員の場合は、事業所の収入実績に合わせて交付金の額に変動がございますので、手当額も変動してくるというものでございます。月額4,000円から6,000円の幅で博愛の給与規程に規定する支給額に合わせて支給するものでございます。

次に、補助額、隠岐病院の見込額でございますが、ご覧のとおり計算式で、2月から9月までの8か月分で430万円余りの補助額となっております。

次に、その他でございます。①隠岐病院についてでございますが、令和4年10月以降については、診療報酬改定内容及び他病院の状況を踏まえて判断する。②仁万の里につ

いてでございますが、令和4年10月以降については、報酬改定の内容を踏まえて判断する。③手当支給につきましては、令和3年度2月・3月分については既定予算で、令和4年度分は補正予算で対応するものでございます。

最後に、対象となる隠岐病院の看護職員数でございますが、正規職員、会計年度任用職員合わせて、常勤換算で115.74人でございます。

続いて、条例改正の概要についてご説明いたします。

1 条例改正の概要でございますが、令和3年11月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、看護・介護・保育・幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と、少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げが示されたことを受け、対象職種の職員に手当を支給するため、関係条文について所要の改正を行うものでございます。

2 条例改正の要点についてでございます。新旧対照表につきましても併せてご覧いただきたいのですが、特殊勤務手当の中に処遇改善手当を新設ということで、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く看護職員及び福祉・介護職員に、月額1万2,000円を超えない範囲で処遇改善手当を支給するもの。対象職種、支給額等支給に係る詳細については、別途規則で定めるものでございます。

3 施行期日についてでございますが、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和4年2月1日から適用とするものでございます。以上で、詳細説明を終わります。

#### ○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、議第13号について質疑はございませんか。

#### ○8番（池田 賢治）

条例改正について反対するという意味ではないですが、事務的なこととなりますけど、個人的にこの条例改正は、「職員の給与に関する条例」の条文を設けて、給与条例を改正するかなと思っていたのですが、特殊勤務手当として条例改正をされたということは、人事院の規則か何かで準則があって、どこの町村も特殊勤務手当で一部改正されているということでしょうか。そこのところをお聞きしたいのですが。

#### ○番外（和田総務課長）

池田議員のご質問にお答えします。特殊勤務手当の条例ではなくて、給与条例の方を改正すべきではないかというご質問でございますけど、実はそちらの方も検討いたしまして、給与条例にいろいろ手当等規定されていますけど、こちらが地方自治法に手当の種類は条例にきちんと規定しなさいといった規定もあつたりしますが、そこにある形を崩さないようにしようというのと、今回の手当の内容が特殊勤務手当に該当して支給できるのではないかという判断をいたしまして、特殊勤務手当の条例を改正した方がいいのではないかという判断をして、給与条例ではなく特殊勤務手当条例の方を改正したということでございます。

○8番（池田 賢治）

前回の説明の時に、この条例改正については、県内の他の病院とか中央病院とかその辺を参考にされて議会に提出したいということでしたが、他の町村や県中なんかもこのような形で条例改正をしているのですか。その辺の状況はどうですか。

○番外（野津事務局長）

他の病院等の状況でございますが、県立中央病院、また雲南市立病院は地方公営企業一部適用ではなくて全部適用の病院なのですが、ここは各病院規則で定めると伺っております。島根県としましては、県条例を改正するのではなく、病院の給与規則でこの処遇手当を改正ということでございますので、考え方は私どもの、まず条例を一部改正し、詳細を規則で定めるところで、考え方は同じではないかというふうに考えています。

○8番（池田 賢治）

わかりましたので、以上で終わります。

○7番（小島 正春）

一つ教えていただきたいのですが、段階的に3%引き上げていくということで、今回1%4,000円引き上げるのですが、3%にいくまでの期間というか、9月までに3%引き上げるということなのか、10月以降は更なる対応についてということは謳ってあるのですが、それともう一つ福祉・介護職員が4,000円から6,000円とあるのですが、たしか福祉・介護職員は3%だと9,000円だと思うのですよ、看護職員は3%で1万2,000円なのですが、同じ1%ずつ上げていくという形になれば4,000円ではなく3,000円からとかいう形になるのではないかなと思ったのですが、その辺の説明をしていただければお願いします。

○番外（和田総務課長）

小島議員のご質問にお答えします。看護の方が3%の1万2,000円はいつからかということと、介護の方の3%は9,000円なので、1%は3,000円ではないかということですが、まず3%1万2,000円のところは、令和4年10月に診療報酬が改定される予定となっております。そこで0.2%の賃上げ部分の報酬を加算するというようなところまでは情報が出ておりますけど、2月の全員協議会でも若干触れさせていただきましたけど、隠岐病院の診療報酬の0.2%は400万円程度となります。一方で会計年度職員を含む看護師百十数人の基本給の3%が1,600万円程度かかるということで、隠岐病院が独自に財源を出さないと、国が言う3%1万2,000円の賃上げをすることが不可能な状況になっておりました。令和4年2月から9月までは、国の補助金の対象で補助要綱にあるとおり、1%4,000円程度の賃上げを独自財源は使わずに実施できる訳ですけど、10月以降については、国が言うように、1万2,000円を全部手当でできるかと言うと、そこはもう一度自主財源の話もありますし、検討していく必要がありますが、国は令和4年10月以降のところ3%1万2,000円の賃上げは求めているのではないかと考えています。



それから介護・福祉職員の3%9,000円の1%3,000円というところで、こちらは仁万の里の交付金の額が仁万の里がサービスをして、その対価で報酬を得るのですが、その月額報酬によって毎月の交付金の額が決まってきます。最終的に令和4年2月から令和4年9月までのところで四百数十万円の交付金を国から頂けるようになっているのですが、それ以上の賃上げを最終的に博愛さんがしていないといけないというルールがありまして、それをやっていくには、2月3月のところは4,000円だったり4,500円だったりというところを出しておいて、後半7月から9月のところで金額を上げたり下げたりして、交付金の額を上回るように調整する必要があるということで、その額が大体4,000円かなと見込みをしているところでございます。また今週のところで理事会があると聞いておりますけど、そこで一旦額が決定されるということでございました。

○議長（松新 俊典）

よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第14号「令和3年度消防事業特別会計補正予算（第4号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（井上消防次長）

議第14号「令和3年度消防事業特別会計補正予算（第4号）」について説明させていただきます。

本議案にありましては、令和3年度第1回隠岐広域連合議会臨時会におきまして、「令和3年度消防事業特別会計補正予算（第2号）」で決定いただきました、事業完了期日が令和4年3月31日の「令和3年度出動表示灯修繕事業」であります。世界的な電子部品の不足が生じておりまして、着工できない状況にあります。従いまして、事業完了期日を令和4年9月30日に延期いたしまして、事業費であります63万8,000円を繰越明許費として、令和4年度の会計へ繰り越すものでございます。説明は以上でございます。

○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、議第14号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

**日程第6. 討論**

日程第6. これより「討論」を行います。

議第13号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」から、議第14号「令和3年度消防事業特別会計補正予算（第4号）」までの2案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

## 日程第7. 採決

日程第7. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、議第13号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

よって 議第13号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決されました。

次に、議第14号「令和3年度消防事業特別会計補正予算(第4号)」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

よって 議第14号「令和3年度消防事業特別会計補正予算(第4号)」については、原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終わります。

以上をもって、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告10時07分)

## ○ 番外(池田広域連合長)

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会には、条例改正案1件及び補正予算案1件の合計2議案を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

4月になり、隠岐広域連合も新たな執行体制で、島民の皆様方の「安全・安心の生活」確保や「地域振興」の充実に向け、職員と一丸となり、誠心誠意、努力して参る所存でございます。

松新議長様はじめ議員の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願い

いを申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（松新 俊典）

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げます。

構成団体の3月定例会も終え、本年度も残すところ後わずかとなりました。議員各位、執行部の皆様におかれましては、新年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を含め、健康に十分留意され、益々のご活躍を祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

本日はこれをもって散会し、令和4年第1回隠岐広域連合議会臨時会を閉会いたします。

（本会議閉会宣告10時09分）